



山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (13)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則……………同
- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 3
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 5
- 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 7
- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… 9

訓 令

- 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令……………同
- 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………10
- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………13

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第3号

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表口の項被評定者の欄中「業務員」を「技能労務職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第4号

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則

山形県教育委員会職員被服貸与規程（昭和38年5月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

被貸与者の範囲		貸与品の種類	数 量	貸与期間	備 考	
所 属	被 貸 与 者					
本 庁	学校施設担当職員	作業服	1	年2		
		埋蔵文化財調査職員	作業服 作業帽 防寒衣 ゴム長ぐつ 雨外とう ヘルメット	1 1 1 1 1 1	2 2 3 2 5 5	
	行政技能員	作業服	1	2		
		ゴム長ぐつ	1	2		
	教育事務所	行政技能員	作業服	1	2	
			ゴム長ぐつ	1	2	
	青年の家 朝日少年自然の家 金峰少年自然の家 飯豊少年自然の家 神室少年自然の家	所長、次長及び研修担当職員	運動着	1	3	
			運動ぐつ	1	2	
作業服			1	2		
作業帽			1	2		
防寒衣			1	3		
ゴム長ぐつ		1	2			
行政技能員		作業服	1	2		
		作業帽	1	2		
	防寒衣	1	3			
ゴム長ぐつ	1	2				
教育センター	指導職員	作業白衣	1	1	理科、技術家庭、情報処理及び美術の担当職員に限る。	
		行政技能員	作業服 作業帽 ゴム長ぐつ	1 1 1	2 2 2	
	行政技能員	作業服 作業帽 ゴム長ぐつ	1 1 1	2 2 2		
博物館	学芸員及び研究員	作業白衣	1	1		
	行政技能員	作業服	1	2		
		作業帽 ゴム長ぐつ	1 1	2 2		
	教諭、助教諭及び講師	作業白衣又は作業服	1	1	知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の職員及び視覚障がい者又は聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校の重複学級担当職員に限る。	
		看護帽	2	3	看護臨床実習に従事する職員に限る。	
		看護衣 看護ぐつ	2 1	3 3		
		作業白衣又は作業服	1	2	工業（機械科、自動車科、工業化学科及び色染化学科を除く。）、看護、家庭及び商業に従事する職員に限る。	

県立学校	実習助手	作業白衣又は作業服	1	1	工業（機械科、自動車科、工業化学科及び色染化学科を除く。）、看護、家庭及び商業に従事する職員を除く。 } 看護臨床実習に従事する職員に限る。 農業及び水産に従事する職員に限る。 工業に従事する職員（専ら室内での作業に従事し危険の伴わない実習に携わる者を除く。）に限る。
		看護帽	2	3	
		看護衣	2	3	
		看護ぐつ	1	3	
		ゴム長ぐつ	1	1	
		作業ぐつ	1	2	
	寄宿舎指導員	作業服	1	2	} 高等学校夜間給食の補食給食校においては貸与期間を2年とする。
	栄養士及び調理師	調理服	1	2	
		三角巾又は調理帽	2	1	
		ゴム長ぐつ	1	1	
鳥海丸乗船勤務の技術職員、船員	制服	1	5		
	制帽	1	5		
	作業服	1	1		
	作業帽	1	1		
	水産用カップ	1	1		
	ゴム長ぐつ	1	1		
学校技能員	ヘルメット	1	5		
	作業服	1	2		
	作業ズボン	1	1		
	作業帽	1	2		
	防寒衣	1	3		
介助員	ゴム長ぐつ	1	2		
	作業服	1	1		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第5号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「勤務時間を割り振られた日」を「勤務日等（条例第4条第1項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第4条の3の2第2項及び第4項において同じ。）」に改める。

第4条の3の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第4条の3の2 条例第6条の2第1項の県教育委員会が定める期間は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第15条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日（条例第6条の2第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）及び代休日（条例第7条の3第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）又は第3項（育児休業条例第15条（育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第15条第2項（育児休業条例第15条（育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（条例第9条に規定する年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 県教育委員会又はその委任を受けた者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、県教育委員会又はその委任を受けた者が、公務の運営並びに**学校職員**の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。

5 県教育委員会又はその委任を受けた者は、**学校職員**があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 県教育委員会又はその委任を受けた者は、条例第6条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした**学校職員**の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、**当該学校職員**に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第4条の4から第4条の6までの規定中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改める。

第4条の7中「第6条の2第3項」を「第6条の3第3項」に改める。

第4条の8から第4条の10までの規定中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

第4条の11中「第6条の2第3項」を「第6条の3第3項」に改める。

第6条中「条例第7条の3第1項の規定による代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）」を「代休日」に、「休日（同項に規定する休日をいう。以下同じ。）」を「休日」に、「（休日）」を「（条例第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「代休時間指定日」という。）及び休日）」に改める。

第14条中「、休日」を「、代休時間指定日、休日」に改める。

別表中、

申請書に添付すべき書類

を

申請をするときに提出すべき書類

に改め、同表その他の項第14号及び第15号中

「、休日」を「、代休時間指定日、休日」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第4条の5」を「第4条の3の2第2項、第4項、第5項及び第6項、第4条の5」に改め、

「申請書に添付すべき書類」を「申請をするときに提出すべき書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第6号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

教育やまがた振興課	庶務係、経理担当、私学担当、生涯学習・社会教育担当、社会教育施設担当	を
文化財保護推進課	最上川文化的景観担当、文化財保護担当	
義務教育課	義務教育担当、企画担当、指導担当	
高校教育課	普通教育担当、職業教育担当	

文化財保護推進課	庶務係、山形の宝育成担当、文化財保護担当	に改め、同表スポーツ保健課の項中「スポーツ普及担当」を
生涯学習振興課	経理担当、社会教育施設担当、生涯学習・社会教育担当	
義務教育課	経理担当、義務教育担当、企画担当、指導担当	
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当	

「スポーツ育成担当」に改め、同条第2項の表中

高校教育課	高校改革推進室	を
-------	---------	---

高校教育課	高校改革推進室	に改める。
スポーツ保健課	競技スポーツ推進室	

第6条及び第6条の2を次のように改める。

（文化財保護推進課の分掌事務）

第6条 文化財保護推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「山形の宝」育成に関すること
- (2) 文化財に関すること
- (3) 銃砲刀剣類の登録に関すること
- (4) 県立うきたむ風土記の丘考古資料館の管理に関すること
- (5) 博物館の運営指導に関すること
- (6) 県立博物館に関すること
- (7) 文化関係及び博物館関係の公益法人及び公益信託に関すること

- (8) 生涯学習振興課、義務教育課及び高校教育課の庶務に関すること
(生涯学習振興課の分掌事務)

第6条の2 生涯学習振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- (2) 社会教育の振興に関すること
- (3) 社会教育委員に関すること
- (4) 社会教育主事の資格認定に関すること
- (5) 青少年団体、婦人団体等社会教育団体の育成に関すること
- (6) 公民館、図書館、生涯学習センター、文化会館その他生涯学習施設の整備及び運営指導に関すること
- (7) 視聴覚教育に関すること
- (8) 社会教育指導者等の研修に関すること
- (9) ユネスコ活動に関すること
- (10) 社会教育関係の公益法人及び公益信託に関すること
- (11) 県立図書館及び県青少年教育施設に関すること
- (12) 県生涯学習センターの管理に関すること

第8条第1項に次の1号を加える。

- (12) 県スポーツ及び芸術奨学金及び県高等学校奨学金に関すること

第10条第5号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第11条第5号中「県体育施設」を「県体育施設の管理」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 スポーツ保健課の分掌事務のうち前項第7号に掲げる事務は、競技スポーツ推進室で所掌する。

第18条第3項中「自動車運転長、自動車運転技士」を「行政技能員」に改める。

第19条の表中	自動車運転長	上司の命を受けて自動車運転業務及び当該業務 従事職員の指導業務に従事する。	を
	自動車運転技士	上司の命を受けて自動車運転業務に従事する。	

行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。	に改める。
-------	--------------------	-------

第20条第2項中「自動車運転技士」を「行政技能員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第7号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 体育館（第40条・第41条）」を「第7章 削除（第40条・第41条）」に改める。

第30条を次のように改める。

（内部組織）

第30条 山形県青年の家に庶務係及び研修課を置く。

第31条第3号中「所長」を「所長（条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては指定管理者）」に改める。

第32条第1項中「者は」を「者は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第5条第1項の規定により利用」に改める。

第33条の2（見出しを含む。）中「減免」を「免除」に改め、「前項に規定する者のほか」を削る。

第33条の3中「減免」を「免除」に、「青少年教育施設使用料減額（免除）申請書」を「山形県青少年教育施設使用料免除申請書」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第40条及び第41条 削除

第59条中「次の係」を「庶務係」に改め、同条各号を削る。

第65条中	自動車運転技士	上司の命を受けて自動車運転業務に従事する。	を
	写真手	上司の命を受けて写真撮影業務に従事する。	
	巡視	上司の命を受けて庁舎等の警備及び保全業務に従事する。	
	業務員	上司の命を受けて担当労務に従事する。	

行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。	に改める。
-------	--------------------	-------

別記様式第3号中「使用料減額（免除）申請書」を「山形県青少年教育施設使用料免除申請書」に、「減額（免除）」を「免除」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第3号の規定による用紙でこの規則の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第8号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「業務員」を「学校技能員」に改め、同条第2項中「総務主査」を「総務主査、主任主査」に、「技士長」を「技能長」に改め、「ボイラー技士」を削る。

第21条の表中	総務主査	担当事務について事務部長等を補佐し、担当事務を処理する。	を
---------	------	------------------------------	---

総務主査	担当事務について事務部長等を補佐し、担当事務を処理する。	に、
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	

技士長	上司の命を受けて技能労務職員の指導業務に従事する。	を
学校司書	学校図書館の業務に従事する。	
ボイラー技士	ボイラーの操作業務に従事する。	

調理師	調理に関する業務に従事する。
業務員	担任業務に従事する。

技能長	担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。
学校司書	学校図書館の業務に従事する。
調理師	調理に関する業務に従事する。
学校技能員	担当業務に従事する。

に改める。

第22条の表中

機関員	海事に関する機関業務に従事する。
甲板員	海事に関する担当業務に従事する。
司厨員	海事に関する調理業務に従事する。
助手	海事に関する諸業務の補助見習作業に従事する。

を

船員	海事に関する諸業務に従事する。
----	-----------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第9号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「技士長」を「技能長」に改め、「ボイラー技士、自動車運転技士」を「学校技能員」に改める。

第4条の表中

技士長	上司の命を受けて技能労務職員の指導業務に従事する。
ボイラー技士	ボイラーの操作業務に従事する。
自動車運転技士	自動車運転の技能的労務に従事する。
業務員	担任業務に従事する。

を



技能長	担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。
学校技能員	担当業務に従事する。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第10号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（平成18年4月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び普及」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2号(1)本庁の項の表中

教育やまがた振興課	教振
文化財保護推進課	文推

を

文化財保護推進課	文推
生涯学習振興課	生振

に改め、同表(3)教育機関の項の表中

山形県青年の家	山青
山形県体育館	山体

を

山形県青年の家	山青
---------	----

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、体育館」を削る。

第7条第1項中「直ちに」を「直ちに総務事務システム（職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により自ら出勤を申告しなければならない。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 2 所属長は、職員の遅刻又は早退を承認したときは、総務事務システムへ所要事項を記録しなければならない。第9条を次のように改める。

（欠勤）

第9条 前条及び第11条から第13条までの規定に該当する場合を除き、職員が勤務しない場合は、あらかじめ総務事務システムにより届け出なければならない。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、欠勤届（別記様式第7号）を教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない理由により、あらかじめ総務事務システムにより届け出ることができないときは、電話その他により所属長に欠勤する旨を連絡するとともに、できるだけすみやかに総務事務システムにより届け出なければならない。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、欠勤届を教育長に提出しなければならない。

第11条を次のように改める。

（休暇）

第11条 職員が、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号。以下「休暇条例」という。）の規定（育児休業条例第18条（育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）及び第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）による休暇（介護休暇を除く。）を受けようとするときは、休暇を受けようとする日の前日までに、総務事務システムにより申請しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由により前日までに申請できない場合は、直ちに電話その他による連絡を行い、できるだけ速やかに申請しなければならない。

- 2 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、介護休暇を受けようとする期間の始まる日の前日までに総務事務システムにより申請しなければならない。この場合において、休暇条例第9条の2第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して申請しなければならない。

- 3 職員は、特別休暇又は結核要療養休暇の承認を受けている場合において、当該休暇の理由となつている傷病の治癒により職場復帰をするときは、職場復帰願（別記様式第10号）に、特別休暇にあつては医師の診断書（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続（昭和26年12月県人事委員会規則6-3。以下「休暇条例施行手続」という。）別表その他の項第3号の2に掲げる特別休暇にあつては、別記様式第9号による診断書）を、結核要療養休暇にあつては別記様式第8号による医師の診断書及びエックス線直接撮影フィルムを添えて教育長に届け出なければならない。ただし、承認を受けた特別休暇の期間が7日以内の場合は職場復帰願及び医師の診断書の提出を、7日を超え30日以内の場合は医師の診断書の提出をそれぞれ省略することができる。

- 4 結核要療養休暇又は特別休暇の承認を受けている職員が、休暇条例又は休暇条例施行手続に定める期間の範囲内において更新して引き続き休暇を受ける必要があるときは、期間満了の日前7日までに、次項に規定する書類を教育長に提出しなければならない。

- 5 前4項の規定にかかわらず、総務事務システムを使用できない職員が、休暇条例の規定による休暇を受けようとするときに提出する書類は、次のとおりである。

区 分	提 出 書 類	根 拠 規 程	摘 要
年次有給休暇	年次有給休暇申請書	休暇条例施行手続	休暇条例施行手続別記様式第1号による。
結核要療養者の 休暇	結核要療養休暇承認申請書	〃	休暇条例施行手続別記様式第3号による。
	エックス線直接撮影フィルム		
	医師の診断書		別記様式第8号による。
忌引休暇	忌引休暇承認申請書	休暇条例施行手続	休暇条例施行手続別記様式第4号による。
産前産後の 休暇	産前産後休暇申請書	〃	休暇条例施行手続別記様式第2号による。
	医師又は助産師の証明書	休暇条例	
生理休暇	生理休暇申請書	休暇条例施行手続	休暇条例施行手続別記様式第1号による。
特別休暇	特別休暇承認申請書	〃	休暇条例施行手続別記様式第3号による。
	医師の診断書	〃	休暇条例施行手続別表その他の項第3号の2に掲げる場合は、別記様式第9号による。 休暇条例施行手続別表その他の項第12号に掲げる場合にあつては医師の診断書に代わる書類等をもって代えることができる。 休暇条例施行手続別表その他の項第3号に掲げる場合において休暇の期間が1週間を超えず、かつ、教育長が負傷又は疾病の事実を確認できるとき及び同項第12号に掲げる場合において教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。
	都道府県知事の通知書又はその写し	〃	教育長がその通知に係る事実を確認できるときは、省略することができる。
	産業医の証明書	〃	
	呼出状等又はその写し	〃	
	行おうとする社会に貢献する活動の計画を明らかにする書類	〃	
	育てようとする子の氏名、生年月日及び続柄を証明する書類	〃	教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。
	介助しようとする乳幼児の氏名、生年月日及び健康診査又は予防接種の事実が確認できる書面	〃	教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。

介護休暇	介護休暇承認申請書	〃	休暇条例施行手続別記様式第5号による。
------	-----------	---	---------------------

6 前項の書類（介護休暇承認申請書を除く。）は、休暇を受けようとする日の前日までに、提出しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由により前日までに提出できない場合は、直ちに電話その他による連絡を行い、できるだけ速やかに提出しなければならない。

7 介護休暇承認申請書は、介護休暇を受けようとする期間の始まる日の前日までに提出しなければならない。この場合において、休暇条例第9条の2第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して申請しなければならない。

第13条を次のように改める。

（職務専念義務の免除）

第13条 職員は、県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月県条例第18号）第2条に規定する職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、総務事務システムにより申請するとともに、同条各号の一に該当する旨を証明する書類又はその写を提出しなければならない。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、職務専念義務免除承認申請書（別記様式第14号）に、同条各号の一に該当する旨を証明する書類、又はその写を添えて教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、研修を受ける場合その他教育長があらかじめ特に承認した場合は、総務事務システムによる申請又は職務専念義務免除承認申請書の提出を要しないものとする。

第25条中「者は」を「者は、総務事務システムにより次に掲げる書類に記載すべき事項を届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は」に改め、同条の表新規採用者の項中第4号及び第5号を削り、同表転任を命ぜられた職員の項中第2号及び第3号を削る。

第27条を次のように改める。

（履歴事項異動等）

第27条 職員は、本籍、住所及び氏名に関して異動が生じたときは、すみやかに総務事務システムにより届け出るとともに、住所以外の異動にあつては当該事実を証明する書類又はその写を提出しなければならない。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、履歴事項異動届（別記様式第24号）に、住所以外の異動にあつては当該事実を証明する書類又はその写を添えて教育長に提出しなければならない。

2 職員は、学歴、資格、免許その他の履歴事項（任免、給与等の発令事項及び職員育成センターの研修を除く。）に関して異動が生じたときは、すみやかに履歴事項異動届に、当該事実を証明する書類又はその写しを添えて教育長に提出しなければならない。

3 職員は、履歴書に登載された履歴事項のうち、本籍、住所及び氏名について誤り、又は脱落を発見したときは、総務事務システムにより訂正を願い出るとともに、当該事実を証明する書類又はその写（住所に係る場合を除く。）を提出しなければならない。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、履歴事項訂正願（別記様式第24号）に、当該事実を証明する書類又はその写（住所に係る場合を除く。）を添えて教育長に提出しなければならない。

4 職員は、履歴書に登載された履歴事項のうち、学歴、資格、免許その他の履歴事項（任免、給与等の発令事項及び職員育成センターの研修を除く。）について誤り、又は脱落を発見したときは、履歴事項訂正願（別記様式第24号）に、当該事実を証明する書類又はその写を添えて教育長に提出しなければならない。

別記様式第22号及び別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第22号 削除

別記様式第23号 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）第64条及び第65条並びに山形県体育施設条例施行規則（昭和41年7月県教育委員会規則第5号）第4条」を「並びに教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）第64条及び第65条」に改める。

第8条第1項第1号ロ中「任用規則別記様式第4号（その1）による。」を「別記様式第2号」に改め、同項同号ハ中「任用規則別記様式第4号（その2）による。」を「別記様式第2号の2」に改める。

第9条第4項第3号を削る。

第21条第1項中「第14条」を「第27条第2項」に改める。

第21条の5第1項中「退職手当支給内申書」を「退職手当の支給に関する報告書」に、「内申」を「報告」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第29条第1項第9号中「氏名又は住所」を「本籍、住所及び氏名」に改める。

第31条中第5項及び第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を第4項とし、第2項を第3項とする。

第31条第1項中第10号及び第11号を削り、第12号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第15号とし、第19号を削り、第20号から第26号までを4号ずつ繰り上げ、第27号を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として、次の1項を加える。

所属長は、所属職員から総務事務システムにより第2項各号に掲げる書類に記載すべき事項の申請、届出、請求等があった場合は、当該書類の根拠となる規程等の定めるところにより処理しなければならない。ただし、異例に属する事項については、総務課長に協議しなければならない。

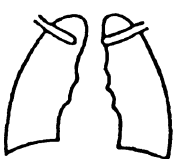
第34条第4項中「日雇労働者健康保険」を「健康保険」に改める。

別表第1中	教育やまがた振興課長	山形県立図書館 山形県朝日少年自然の家 山形県飯豊少年自然の家	山形県青年の家 山形県金峰少年自然の家 山形県神室少年自然の家	を
	文化財保護推進課長	山形県博物館		
	高校教育課長	山形県教育センター		
	スポーツ保健課長	山形県体育館		

文化財保護推進課長	山形県博物館		に改める。
生涯学習振興課長	山形県立図書館 山形県朝日少年自然の家 山形県飯豊少年自然の家	山形県青年の家 山形県金峰少年自然の家 山形県神室少年自然の家	
高校教育課長	山形県教育センター		

別表第2中第5項を削り、第6項から第14項までを1項ずつ繰り上げ、第15項を削り、第16項を第14項とする。
別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号

身 体 検 査 書													
氏名					性別			住所			年齢		
業 務 歴					血圧 (mm Hg)			最高	最低				
既 往 歴	(既往ツ反応)				貧血検査			血 色 素 量	g / dl				
自 覚 症					肝 機 能 検 査			赤 血 球 数	万 / mm ³				
理 学 的 所 見								G O T	IU / l				
								G P T	IU / l				
身 長					血 中 脂 質 検 査			γ - G T P	IU / l				
								総コレステロール	mg / dl				
体 重								HDLコレステロール	mg / dl				
B M I							トリグリセライド	mg / dl					
視 力	右	()			尿 検 査			血 糖 検 査	mg / dl				
	左	()						糖	- ± + ++ ###				
色 覚					心 電 図 検 査			蛋 白	- ± + ++ ###				
聴 力	右1000Hz	1 所見あり 2 所見なし			そ の 他 の 検 査								
	4000Hz	1 所見あり 2 所見なし											
	左1000Hz	1 所見あり 2 所見なし											
	4000Hz	1 所見あり 2 所見なし											
エックス線 写 真 所 見	 直 接 異 常 な し 間 接 異 常 あ り				診 断								
					指 導 上 の 分 類	健 康 者	要 注 意 者						
					備 考	要 休 養 者	要 療 養 者						
年 月 日 検 査													
医 療 機 関 名													
医師氏名 ㊦													

- 注1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 その他の検査欄には、既往症、理学的所見等の上記検査との関連又は外見上から必要と思われる検査をしたときに、その検査項目及び結果を具体的に記入すること。
- 3 備考欄には、血糖検査を空腹時以外に行った場合の食事から検査までの経過時間等留意事項を記入すること。

別記様式第2号の次に次の様式を加える。
別記様式第2号の2

誓 約 書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

住 所
氏 名
(記名押印又は署名)

私は、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないことを誓います。

別記様式第23号から別記様式第25号までを次のように改める。
別記様式第23号

第 号
年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

所属長 職 氏 名 印

退職手当の支給に関する報告書

元 職 名	退職（死亡）者及び ふりがな 遺 族 氏 名	退 職 （ 死 亡 ） 年 月 日	退 職 事 由	ふ り が な 送 金 先

第23号の2 削除
様式第24号

退 職 手 当 決 定 通 知 書

氏 名

年 月 日退職による退職手当として金 円を支給する。

年 月 日

山形県教育委員会 印

記

根 拠 条 項	山形県職員等に対する退職手当支給条例第 条	
勤 続 期 間	年 月	
退 職 手 当 額	金	円
控 除 額	所 得 税	金 円
	道 府 県 （ 都 ） 税	金 円
	市 町 村 （ 特 別 区 ） 税	金 円
	住民税残額（一括徴収分）	金 円
	貸 付 金 返 済 額	金 円
	計	金 円
現 金 支 給 額	金	円

様式第25号

番 号
年 月 日

(所 属 長) 殿

山形県教育委員会教育長 印

退 職 手 当 通 知 書

さきに報告のあった退職者について、別紙退職手当決定一覧表のとおり支給額が決定されたので通知します。
なお、別添のとおり退職手当決定通知書を送付しますので本人に交付してください。

(別紙)

退職手当決定一覧表

所属名	氏名	退職 年月日	退職 事由	退職 手当額	源泉（特別）徴収税額				住民税残額 (一括徴収分)	差引現金 支給額
					所得税	道府県 (都)民税	市町村 (特別区)民税	計		

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第29条第1項の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。
- 改正後の第21条の5及び別記様式第23号から別記様式第25号までの改正規定は、平成22年4月1日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

平成22年4月1日印刷
平成22年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056